

厚木市社会福祉に関する表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の社会福祉の増進、向上等に功績のあった者及び市内において民間社会福祉事業に従事し直接介護や看護等に携わる者のうち特に功労のあった者の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、社会福祉功労表彰、介護表彰及び保育士表彰とする。

(社会福祉功労表彰)

第3条 社会福祉功労表彰は、別表1の厚木市社会福祉表彰基準年数表に定める区分及び役員等を対象とし、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 市民又は本市に関係のある個人若しくは団体で、社会福祉の増進に尽力し、その業績が顕著な者

ア 社会福祉関係団体等役員については、特に指定のないものは各地区会長以上の役職で、本部役員を対象とする。

イ 民間社会福祉施設施設長等については、市内の民間社会福祉施設に常時勤務等する者で、第4条の介護表彰に該当しない者であること。

ウ 勤務年数については、市内の他の民間社会福祉施設に勤務した経験がある場合は、これを加えることができる。

エ ボランティア活動の奉仕者については、厚木市保健福祉センター内にあるボランティアセンターに登録するボランティア団体の会員とし、社会福祉施設の運営に対し協力、援助した者又は社会奉仕活動を通して社会福祉の向上に特に貢献した者で、その活動期間が12年以上にわたり継続している者であること。ただし、その業績が特に顕著な者については、ボランティアセンターに登録のないボランティア団体の会員及び個人ボランティアであっても、地区地域福祉推進委員会委員長、民生委員・児童委員、福祉施設長等の推薦により対象とすることができるものとする。

オ 団体の表彰については、単位老人クラブ及び厚木市保健福祉センター内にあるボランティアセンターに登録するボランティア団体とし、社会奉仕活動として社会福祉の向上に特に貢献した者で、その活動期間が20年以上にわたり継続しているものであること。

カ 推薦者については、単位老人クラブは厚木市老人クラブ連合会長、ボランティア団体は厚木市社会福祉協議会長とする。ただし、特に業績顕著な団体については、ボランティアセンターに登録のないボランティア団体であっても、地区地域福祉推進委員会委員長、民生委員・児童委員、福祉施設長等の推薦により対象とすることができるものとする。

(2) 前1号のほか、その功績が著しいものと認められる者又は特に表彰を行うことにより今後の社会福祉の向上に大きく寄与することが期待される者

(介護表彰)

第4条 介護表彰は、市内の民間社会福祉施設及び地域包括支援センターに勤務する別表2の厚木市介護表彰対象者一覧に掲げた職員を対象とし、次の各号の全てに該当する者に対して行う。

(1) 40歳以上であること。

(2) 勤務年数が15年以上あること。

なお、勤務年数については、市内の他の民間社会福祉施設に勤務した経験がある場合は、これを加えることができる。

(3) 他の模範となり推奨するに足りると認められる者であること。

なお、非常勤職員の勤務年数については次の算定方法によるものとし、常勤職員としての勤務年数がある場合はこれを加算して算定する。

$$\text{勤務年数} = \text{勤続年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月又は一週間の勤続日数}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}$$

(保育士表彰)

第5条 保育士表彰は、市内の民間社会福祉施設に勤務する保育士で、勤務年数が15年以上あり、その間おう盛な保育精神に徹し、職務上の業績が特に顕著である40歳以上の者に対して行うものとし、勤務年数については、市内の他の民間社会福祉施設に勤務した経験がある場合は、これを加えることができる。

なお、非常勤職員の勤務年数については次の算定方法によるものとし、常勤職員としての勤務年数がある場合はこれを加算して算定する。

$$\text{勤務年数} = \text{勤続年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月又は一週間の勤続日数}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}$$

(候補者の推薦)

第6条 社会福祉団体及び社会福祉施設等の長は、表彰にふさわしい候補者を市長に推薦することができる。

2 候補者の推薦にあたっては、候補者の立場を考慮し、最終決定までは公表することのないよう十分留意すること。

3 候補者の推薦にあたっては、次の書類を添付すること。

(1) 社会福祉功労表彰候補者推薦書 (第1号様式)

(2) 社会福祉功労表彰候補者推薦書(介護表彰、保育士表彰) (第2号様式)

(3) 社会福祉感謝状内申書 (第3号様式)

4 推薦書、内申書に基づいて被表彰者を決定するときは、次条に定める厚木市社会福祉功労表彰等選考委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くものとする。

(表彰等選考委員会)

第7条 表彰及び感謝状の贈呈に関する事項について公平かつ適正な選考を行うため、委員会を設置する。

2 委員会は、別表3に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

- 5 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 6 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 7 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
 - 8 第6条の規定により推薦された候補者等について、表彰年度の10月1日時点で、第3条、第4条、第5条、第11条に該当する場合には、決裁をもって選考することができる。
 - 9 委員会の庶務は、地域包括ケア推進課において処理する。
(表彰の方法等)
- 第8条 表彰は、表彰状又は感謝状及び記念品を贈り行う。
- 2 被表彰者が表彰前に死亡したときは、前項の表彰状等は、その遺族に贈る。
(表彰の時期)
- 第9条 表彰は、厚木市社会福祉大会において行う。
(再表彰)
- 第10条 この要綱及び厚木市表彰条例（昭和42年厚木市条例第42号）により既に表彰を受けた者であっても、新たに表彰事由が生じたときは、重ねて表彰することができる。
(感謝状の贈呈)
- 第11条 市民又は本市に関係ある個人又は団体で、社会福祉に関して多額の金品を寄附した者に感謝状を贈呈する。
- 2 感謝状の贈呈は、金額にしておおむね10万円以上50万円未満の金品を寄附した者を対象とする。ただし、10万円に満たない者であっても、社会福祉の増進、向上等に大きく寄与するものに対しては対象とすることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 厚木市社会福祉に関する表彰要綱（平成6年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月28日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 8 月 26 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 8 月 6 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 7 月 19 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 厚木市社会福祉表彰基準年数表

1 社会福祉関係団体等役員……要綱第3条(1)ア

番号	団 体 名	年 数	備 考
1	厚木市地区地域福祉推進委員会役員	1 2	
2	厚木愛甲地区更生保護女性会役員	1 0	
3	厚木市遺族会役員	1 2	
4	厚木市シルバー人材センター役員	6	
5	厚木市老人クラブ連合会役員	5	
6	単位老人クラブ役員	1 2	
7	厚木市身体障害者福祉協会役員	1 2	
8	(神奈川県食生活改善推進団体厚木支部あゆみ会) 厚味会役員	1 2	
9	厚木市手をつなぐ育成会役員	1 2	
1 0	厚木市ボランティア連絡協議会役員	1 2	
1 1	厚木市自閉症児・者親の会役員	1 2	
1 2	厚木市認知症の人を抱える家族 すみれ会役員	1 2	
1 3	精神保健福祉促進会 フレッシュ厚木役員	1 2	
1 4	厚木さくらんぼの会役員	1 2	
1 5	厚木市視覚障害者協会役員	1 2	
1 6	厚木市聴覚障がい者協会役員	1 2	

2 民間社会福祉施設施設長等……要綱第3条(1)イ

番号	役 職 名 等	年 数	備 考
1	施設長	1 2	
2	社会福祉法人等の役員	1 5	
3	調理師、用務員、事務員、薬剤師、栄養士、自動車運転員（介護表彰の対象とならない者）	1 5	
4	その他民間社会福祉施設の従事者で介護表彰の対象とならない者	1 5	

3 ボランティア活動の奉仕者……要綱第3条(1)エ

番号	区 分	年 数	備 考
1	ボランティア団体の会員及び個人ボランティア	1 2	

4 団体関係……要綱第3条(1)オ

番号	団 体 名	年 数	備 考
1	単位老人クラブ	2 0	
2	ボランティア団体	2 0	

5 その他……要綱第3条(2)

番号	区 分	年 数	備 考
1	特定非営利活動法人が運営する就労継続支援B型事業を行う小規模事業所及び地域活動支援センターの指導員	1 2	

別表 2 厚木市介護表彰対象者一覧

介護表彰……要綱第 4 条

1	医師	11	介護福祉士	21	視覚障害生活訓練等指導者
2	薬剤師	12	主任ケアマネジャー	22	歩行訓練士
3	保健師	13	支援相談員	23	点字指導員
4	看護師	14	生活相談員	24	調理師
5	理学療法士	15	訪問介護員	25	自動車運転員
6	作業療法士	16	生活支援員	26	用務員
7	言語聴覚士	17	児童指導員	27	事務員
8	栄養士	18	職業指導員	28	その他
9	あん摩マッサージ指圧師	19	職能判定員		
10	社会福祉士	20	心理判定員		

別表 3 (第 7 条関係)

厚木市社会福祉功労表彰等選考委員会委員名簿

委員長	市民福祉部長
副委員長	地域包括ケア推進課長
委員	介護福祉課長
委員	保育課長

第 1 号様式（第 3 条関係）

厚木市社会福祉功労表彰候補者推薦書				
令和 年 月 日				
（あて先） 厚 木 市 長				
推薦者 団体等名				
氏 名				
電 話				
次のとおり推薦します。				
表 彰 区 分	社会福祉功労表彰			
住所（所在地）				
氏名（ふりがな） （団体名・代表者名）				
生年月日・年齢	年 月 日 (※団体等は結成年月日) [満 歳] (10 月 1 日現在)			
電 話	()			
公 職 等 歴	公職（等）名	就任年月日	退任年月日	在職年月
		年 月 日	年 月 日	年 月 日
功 績 内 容				
その他参考事項				

基準日：厚木市社会福祉大会を開催する当該年の 10 月 1 日

第2号様式（第4条、第5条関係）

厚木市社会福祉功労表彰候補者推薦書			
令和 年 月 日			
（あて先） 厚 木 市 長			
推薦者 団体等名			
氏 名			
電 話			
次のとおり推薦します。			
表 彰 区 分	☐ 介護表彰 ☐ 保育士表彰		
住 所			
（ふりがな） 氏 名			
生年月日・年齢	年 月 日 [満 歳] （※団体等は結成年月日） （10月1日現在）		
電 話	（ ）		
職 業 歴	勤 務 先 名	在 職 期 間	在職年月
		年 月 日～ 年 月 日	年 月 日
介 護 職 名			
資 格 等 名	（ 年 月 日取得）		
功 績 内 容			
その他参考事項			

基準日：厚木市社会福祉大会を開催する当該年の10月1日

第3号様式（第11条関係）

厚木市社会福祉感謝状内申書		
令和 年 月 日		
（あて先） 厚 木 市 長		
内申者 団体等名		
氏 名		
電 話		
次のとおり推薦します。		
表 彰 区 分	感謝状贈呈	
住所（所在地）		
氏名（ふりがな） （団体名・代表者名）		
生年月日・年齢	年 月 日 (※団体等は結成年月日) [満 歳] (10月1日現在)	
電 話	()	
寄 附 内 容	寄附採納年月日	令和 年 月 日
	寄 附 物 件	
	価 額	円
	寄 附 理 由 (具体的に)	
その他参考事項		

基準日：厚木市社会福祉大会を開催する当該年の10月1日